

令和4年度
静岡県薬物乱用対策推進方針



静岡県薬物乱用対策推進本部

令和4年5月策定

表紙は、令和3年度薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト
ポスター入賞作品（中学生の部） 最優秀受賞
御殿場市立原里中学校 3年 横山 陽香 さんの作品

目 次

I	基本的な考え方	1
II	薬物情勢	4
III	薬物乱用対策推進方針	5
	方針の柱1 広報及び啓発活動の推進	5
	（1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進	
	（2）地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進	
	（3）大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進	
	方針の柱2 取締り及び監視指導の徹底	9
	（1）薬物事犯の取締りの徹底	
	（2）危険ドラッグ対策の徹底	
	（3）麻薬等取扱施設への監視指導の徹底	
	方針の柱3 薬物問題を抱える人への支援の徹底	11
	（1）薬物依存者及びその家族への支援の充実	
	（2）相談体制の充実強化	
	（3）適切な医療保護対策の実施	
IV	参考（薬物情勢）	13
	1 薬物乱用の状況	13
	2 覚醒剤乱用の状況	14
	3 大麻乱用の状況	18
	4 危険ドラッグ乱用の状況	20
	5 MDMA等錠剤型合成麻薬乱用の状況	21
	6 シンナー等有機溶剤乱用の状況	22
	7 静岡県における薬物相談の状況	23
V	資料	25
	第五次薬物乱用防止五か年戦略の概要	26
	「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要	27
	使用形態が変化した薬物等	29
	静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱	30

I 基本的な考え方

1 方針の趣旨

静岡県内における薬物情勢は、覚醒剤等の薬物事犯の検挙者数は減少傾向を示しているものの、依然として高い水準で推移している。

令和3年の覚醒剤事犯の検挙者数は204人と薬物事犯全体の51.4%を占めており、乱用薬物の中心は、依然として覚醒剤である。また、覚醒剤事犯の再犯率は66.7%と高く、その依存性の強さが浮き彫りとなっている。

一方、令和3年の大麻事犯の検挙者数は、覚醒剤事犯に次いで多く、180人と平成27年の64人から7年連続で増加し、平成27年から約3倍となっている。さらに、大麻事犯全体の検挙者数に占める10代・20代の青少年の割合は60.6%と高く、極めて憂慮すべき状況にある。

このような状況に至った背景は、インターネットやSNS等の普及により、違法薬物に関する様々な情報へのアクセスが容易となり、若年層が大麻を入手しやすい環境にあることや、一部の国や州における大麻の合法化について、その合法化された背景、合法化の範囲や使用に係る制限などの正確な情報が伝わっていない一方で、「大麻に有害性はない」、「大麻は健康に良い」等の誤った情報がインターネット等で氾濫していることに一因があると考えられる。

また、近年は、大麻リキッドや大麻ワックスなど人体への影響がより強力な違法製品の流通が拡大しているほか、インターネットやSNS等による薬物の不正取引形態の多様化、巧妙化により、薬物乱用を取り巻く状況は、さらに深刻化している。

このような状況を踏まえて、国が策定した第五次薬物乱用防止五か年戦略との整合を図りつつ、本県の実情に応じた今年度の薬物乱用防止に関する基本的な方針を定めるものである。

県民の安全・安心な生活を守るため、静岡県薬物乱用対策推進本部の下、関係機関が連携し、総合的に本県の薬物乱用対策を推進する。

2 方針の構成

本方針では、「広報及び啓発活動の推進」、「取締り及び監視指導の徹底」及び「薬物問題を抱える人への支援の徹底」を3つの柱に掲げ、その柱の下に、9つの取組の方向と61の具体的な取組を設定している。



3 実施機関

知事戦略局	広聴広報課
くらし・環境部	県民生活局県民生活課 県民生活局くらし交通安全課
スポーツ・文化観光部	総合教育局大学課 総合教育局私学振興課
健康福祉部	福祉長寿局地域福祉課 障害者支援局障害福祉課 生活衛生局薬事課
経済産業部	就業支援局労働雇用政策課 就業支援局職業能力開発課 農業局農業ビジネス課 水産・海洋局水産振興課
教育委員会	健康体育課 社会教育課
警察本部	生活安全部少年課 刑事部組織犯罪対策局薬物銃器国際捜査課
厚生労働省	
東海北陸厚生局麻薬取締部	捜査第二課

Ⅱ 薬物情勢

1 令和3年における全国の薬物情勢

- 薬物事犯の検挙者数は、近年横ばいが続く中、13,862人（前年比－217人）と前年より僅かに減少した。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は、7,824人（前年比－647人）と前年より減少し、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年（19,722人）から長期的に減少傾向にある。また、再犯率は67.4%（前年比－2.0ポイント）と前年よりも減少した。
- 大麻事犯の検挙者数は、5,482人（前年比＋448人）と8年連続で増加し、過去最多を更新した。また、検挙者のうち、10代・20代の青少年が占める割合は69.6%（前年比＋1.5ポイント）であった。
- 麻薬及び向精神薬事犯のうち、占める割合が最も高いMDMA等合成麻薬の検挙者数は、221人（前年比＋20人）と前年より増加した。
- 危険ドラッグの検挙者数は、145人（前年比－5人）と前年に引き続き減少した。また、このうち、指定薬物に係る検挙者数は111人（前年比－20人）であった。

2 令和3年における静岡県の薬物情勢

- 薬物事犯の検挙者数は、397人（前年比＋15人）と前年より増加した。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は、204人（前年比－4人）と前年より僅かに減少した。また、再犯者数は136人と検挙者全体の66.7%（前年比－9.3ポイント）であった。
- 大麻事犯の検挙者数は、180人（前年比＋17人）と7年連続で増加しており、前年に引き続き過去最多を更新した。また、10代・20代の青少年の検挙者数は109人（前年比－1人）と検挙者全体の60.6%（前年比－6.9ポイント）であった。一方、初犯者数は146人（前年比＋11人）と検挙者全体の81.1%（前年比－1.7ポイント）となった。
- 麻薬及び向精神薬事犯のうち、MDMA等合成麻薬の検挙者数は、0人（前年比－2人）となった。
- 危険ドラッグ（指定薬物を含む）の検挙者数は、0人（前年比－3人）と前年より減少した。

Ⅲ 薬物乱用対策推進方針

方針の柱 1 広報及び啓発活動の推進

<取組の方向>

- (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進
- (2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進
- (3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

- 重点** ○ 所管する学校において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示、リーフレットの配布、薬物乱用防止講習会動画の発信、学生便覧への掲載等による啓発活動を行う。
【大学課、私学振興課、職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課、健康体育課】
- 重点** ○ 小学校、中学校及び高等学校において、薬学講座の全校実施を推進する。
【私学振興課、健康体育課、少年課、薬物銃器国際捜査課、薬事課】
- 県内の高等学校が組織する生徒指導地区研究協議会において、薬物乱用防止教育を含む問題行動について情報交換を行うとともに、学校における薬物乱用防止に係る指導の充実を図る。
【私学振興課】
- 重点** ○ 所管する学校において、校内生活適応訓練、長期休暇前の生活指導、若年者訓練、離転職者訓練、消費生活出前講座等を通じて、薬物乱用の危険性や有害性の指導を行うとともに、保護者会、父母会を通じて、家庭での生活指導への協力を求める。
【職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課】
- 重点** ○ 校内、寮内等における生活指導などにより、学生の薬物乱用の未然防止に努める。
【職業能力開発課、水産振興課】
- 中学生、高校生を対象とした「薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト」を行うとともに、入賞作品等の展示会を開催する。
【健康体育課、社会教育課、薬事課】

○ 新規採用養護教員研修会において、学校薬剤師による薬物乱用防止教育に係る講義や演習を通じて、情報交換を行う。【健康体育課】

○ 生徒指導地区研究協議会、高校・特支学校生徒指導主事研修会等において、薬物を含む有害環境から青少年を守るため、児童や生徒の携帯電話フィルタリングの利用や啓発の推進を図る。【社会教育課】

重点 ○ ライオンズクラブの協力の下、大学及び専修学校等において、新入生等を対象とした薬物乱用防止講習会を開催する。

【少年課、薬物銃器国際捜査課、薬事課】

○ 小学校、中学校、高等学校や、各種研修会、講習会に麻薬取締部職員を講師として派遣し、薬物乱用の危険性を訴える啓発活動を行う。

【東海北陸厚生局麻薬取締部】

○ 効果的な薬物乱用防止教育を推進するため、各保健所における薬物標本、啓発用パネル、啓発用DVD等の啓発資材の充実を図る。【薬事課】

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

○ 広報紙「県民だより」、広報紙「防犯まちづくりニュース」、ラジオ、SNS (LINE、Twitter、Facebook、YouTube等)、ホームページ等の媒体を活用した薬物乱用防止に関する効果的な広報活動を行う。

【広聴広報課、くらし交通安全課、少年課、薬物銃器国際捜査課、薬事課】

新規 ○ 「犯罪不安ゼロ運動」推進キャンペーン（10月）において、市町と連携し、薬物乱用防止を含む防犯まちづくり推進のための啓発活動を行う。

【くらし交通安全課】

○ 所管する施設等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示や、リーフレットの配架を行い、施設を利用する県民への啓発活動を行う。

【労働雇用政策課】

○ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6～7月）及び麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10～11月）の実施期間において、薬物乱用防止指導員及び関係団体の協力を得て、街頭キャンペーンを中心とした啓発活動を実施する。

【職業能力開発課、薬事課】

○ 地域の青少年声掛け運動推進研修会や新任立入調査員研修会において、薬物乱用防止を含む青少年の非行防止を推進ため、市町担当者等を対象に薬物乱用防止の意識の向上を図る。 【社会教育課】

重点 ○ 静岡県青少年の非行・被害防止強調月間（7月）における市町と連携した啓発活動や、子供・若者育成支援強調月間（11月）における大会やキャンペーンを通じての薬物乱用防止に関するリーフレットの配布を行う。 【社会教育課】

重点 ○ 市町と協働した青少年を取り巻く有害環境の実態把握や、携帯電話販売店等の県内店舗に対する立入検査を通じての静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の適正な履行状況の確認を行う。 【社会教育課】

○ 麻薬・覚醒剤等の乱用による弊害を広く一般に啓発するため、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会を開催する。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】

○ 薬物乱用防止活動に協力する事業所と連携し、事業者の自主的な取組により、地域・職域における薬物乱用防止意識の向上を図る。 【薬事課】

○ 報道機関等の協力を得て、薬物乱用の危険性や有害性を積極的に県民に情報発信する。 【薬事課】

○ 薬物乱用防止活動で連携している企業、団体等の新入社員等を対象とした講習会を開催する。 【薬事課】

○ 包括連携協定を活用し、コンビニエンスストア等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示や、リーフレットの配架等を行う。 【薬事課】

○ 薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、指導員による地域での啓発活動の推進を図るとともに、薬物乱用防止活動が顕著であると認められる指導員を薬物乱用防止功労者として表彰する。 【薬事課】

○ マスコットキャラクターによる薬物乱用防止を訴えるマーキングを施した公用車を活用した啓発活動を行う。 【薬事課】

○ 薬物乱用を身近な社会問題と捉え、薬物乱用を拒絶する県民意識の形成を図るため、静岡県薬物乱用防止県民大会を開催する。 【薬事課】

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

- ラジオ、SNS（LINE、Twitter、Facebook、YouTube等）、ホームページ、繁華街や主要な駅に設置されたデジタルサイネージ等の広報媒体を活用して、大麻の危険性や有害性を訴える効果的な広報活動を行う。

【広聴広報課、少年課、薬事課】

- 所管する施設等において、大麻乱用防止のためのポスターの掲示や、リーフレットの配架等を活用した青少年に対する啓発活動を行う。

【労働雇用政策課、職業能力開発課、薬事課】

- 新規** ○ 県高等学校体育連盟主催大会会場のマルチビジョン等を活用して、生徒等に対し大麻乱用防止啓発動画を発信する。

【健康体育課】

- 6月及び7月を「薬物乱用防止広報強化月間」に指定し、大麻乱用防止のためのリーフレット、警察署広報紙、交番等のミニ広報紙の配布などを行う。

【薬物銃器国際捜査課】

- 新規** ○ 学生との協働により、大麻の危険性や有害性を若年層に分かりやすく伝えるための啓発動画を制作し、YouTubeやTVerのWEB動画広告を活用して、県内の若者（10代・20代）をターゲットに啓発動画を個々の端末に直接発信する。

【薬事課】

- 新規** ○ 静岡県宅地建物取引業協会を通じて、一人暮らしを始める若者を中心に、大麻を含む薬物乱用防止リーフレットを配布し、大麻の危険性や有害性の正しい知識の周知を図る。

【薬事課】

- 重点** ○ 学生との協働により、若者が注目を引き、かつ若者が受け入れやすいデザインに薬物乱用防止リーフレットを刷新し、大麻を含む薬物の危険性や有害性の正しい知識の周知を図る。

【薬事課】

- 若者目線の柔軟な発想や感性を大麻乱用防止のための啓発活動に取り入れるため、学生との意見交換会を開催する。

【薬事課】

- 若年層への薬物乱用防止教育の更なる充実を図るため、薬学講座や薬物乱用防止講習会の講師を対象に、大麻の最新情報を盛り込んだスキルアップ研修会を開催する。

【薬事課】

方針の柱2 取締り及び監視指導の徹底

<取組の方向>

- (1) 薬物事犯の取締りの徹底
- (2) 危険ドラッグ対策の徹底
- (3) 麻薬等取扱施設への監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

- 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例に基づき、青少年の麻薬、覚醒剤又は大麻を使用する行為に係る場所の提供及び周旋を規制する。

【社会教育課】

- 重点** ○ 市町と協働した青少年を取り巻く社会環境の実態調査、携帯電話販売店等の県内店舗に対する立入検査を通じての有害環境の実態の把握や不備店舗の是正を行う。

【社会教育課】

- 繁華街や少年のい集場所等に対する街頭補導活動を通じて、薬物乱用少年の早期発見、立ち直り支援等を推進する。

【少年課】

- 重点** ○ 組織的な薬物密輸入・密売事犯、大麻等の薬物事犯、指定薬物販売事犯、薬物乱用者、インターネット通信等を利用した薬物密売事犯、正規流通麻薬事犯等に対し徹底した取締りを行う。

【薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 重点** ○ 薬物犯罪を取り締まる国及び地方自治体の取締関係機関で構成される麻薬取締協議会において、薬物供給の削減を目的とした薬物取締対策についての関係機関との情報交換等を行う。

【東海北陸厚生局麻薬取締部】

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

- 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定等を的確に行う。

【薬事課】

- 危険ドラッグの疑いがあるものについて、買上検査による成分分析を実施し、必要に応じて県民への情報提供を行う。

【薬事課】

- 不動産業界、運輸業界、コンビニエンスストア業界との危険ドラッグに係る協定等に基づき、危険ドラッグ販売店の排除、運搬の自粛、不審情報の提供等において連携を図る。【薬事課】

(3) 麻薬等取扱施設への監視指導の徹底

- 重点** ○ 麻薬等取扱施設に対する立入検査を実施し、麻薬等の適正な保管・管理の推進や、不正な横流しの防止のための指導・監督を行う。

【東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

方針の柱3 薬物問題を抱える人への支援の徹底

<取組の方向>

- (1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実
- (2) 相談体制の充実強化
- (3) 適切な医療保護対策の実施

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

- 新規** ○ 再犯防止啓発月間（7月）において、薬物乱用等の犯罪を犯した者などの再犯防止について、県民の理解や協力を得るための啓発活動を行う。【くらし交通安全課】
- 新規** ○ 静岡県再犯防止推進協議会や、再犯防止のためのあり方等についてのセミナーなどを通じて、薬物乱用に係る再犯状況の情報交換・情報共有を図り、関係者の再犯防止に向けた連携を強化する。【くらし交通安全課】
- 民生委員・児童委員の協力の下、関係機関等と連携し、薬物依存者及びその家族の支援に努める。【地域福祉課】
- 重点** ○ 精神保健福祉センターにおいて、薬物を含む依存者に対し、物質使用障害治療プログラムを使用し、同じような体験、悩みを持つ人が集まり、依存問題からの回復を目指すためのリカバリーミーティングを開催する。【障害福祉課】
- 県内の依存症治療拠点機関（聖明病院、服部病院）において、自助グループ（ダルク・NA）と連携し、退院後の薬物依存症者、入院患者、外来患者等による当事者ミーティングを行う。【障害福祉課】
- 保護観察所と連携し、保護観察所の再乱用防止プログラムに精神保健福祉センター職員を派遣するとともに、保護観察期間終了者をリカバリーミーティングにつなげるための当事者面接を行う。【障害福祉課】
- 少年院における薬物乱用防止講話を通じて、大麻を始めとする薬物の危険性、有害性を啓発し、再非行防止を図る。【少年課】

重点 ○ 薬物乱用の初犯者及びその家族に対し、勾留期間を利用した再乱用防止のための資料の閲覧や配布を行う。 【薬物銃器国際捜査課】

○ 薬物事犯で保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物乱用経験者及びその家族を対象に、精神保健福祉士、公認心理士による薬物依存からの回復のためのカウンセリング、医療機関や地域社会資源への橋渡し等の支援を行う。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】

重点 ○ 薬物乱用者やその家族からの相談を受ける職員の知識や資質の向上、地域全体の薬物乱用防止に関する認識の向上を図るため、一般公開で再乱用防止対策講習会を開催する。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】

重点 ○ 依存からの回復支援、相談業務等、薬物の需要削減対策についての連携強化を図るため、薬物中毒対策連絡会議を開催する。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】

○ 適切な薬物相談対応や回復支援等の効果的な薬物再乱用防止対策を推進するため、関係機関及び関係団体と意見交換や情報共有を行う。 【薬事課】

○ 麻薬中毒者の生活環境や生活態度等の改善を促し、社会復帰を支援するための観察指導を行う。 【薬事課】

(2) 相談体制の充実強化

○ 薬物乱用通報・相談窓口、精神保健福祉センター等の相談窓口を周知啓発する。 【県民生活課、薬事課】

重点 ○ 依存相談、こころの電話相談、ふれあい相談室、薬物乱用通報・相談窓口等を通じて、薬物依存者やその家族への支援を行う。

【障害福祉課、薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

○ 相談機関や専門病院等の活動内容を集めたポータルサイトを運用し、相談を必要としている者に分かりやすく情報を提供する。 【薬事課】

(3) 適切な医療保護対策の実施

○ 精神保健福祉法に基づき、緊急に医療が必要な措置入院者を精神科病院の指定病院にて保護するほか、受診指導及び助言を行う。 【障害福祉課】

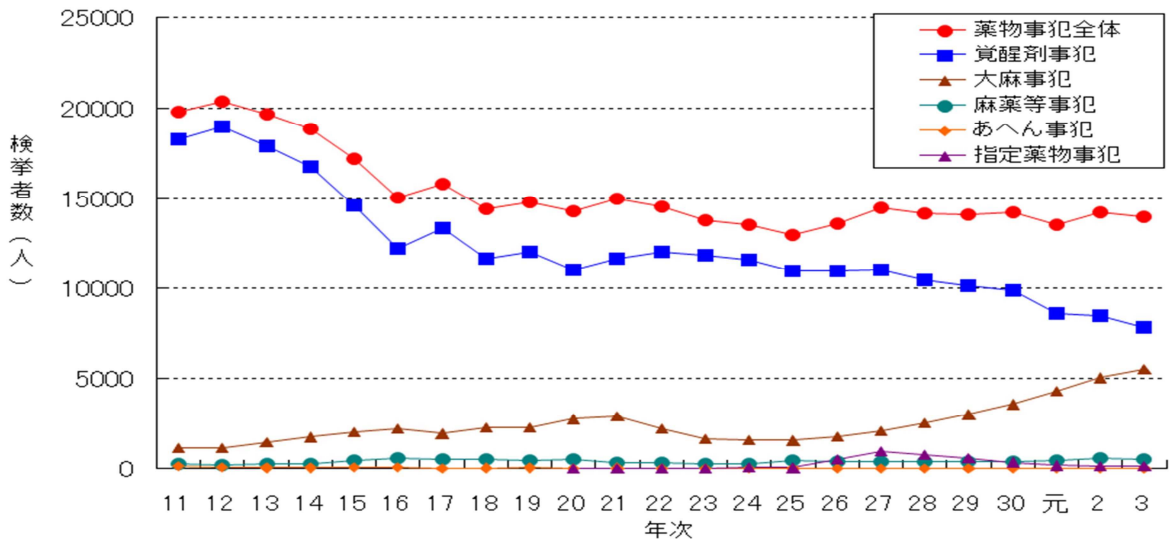
IV 参考（薬物情勢）

1 薬物乱用の状況

(1) 全国の状況

令和3年の薬物事犯の検挙者数は、13,862人で前年と比較して217人減少した。覚醒剤事犯の検挙者数は、7,824人で前年と比較して647人減少する一方、大麻事犯の検挙者数は、5,482人で前年と比較して448人増加した。

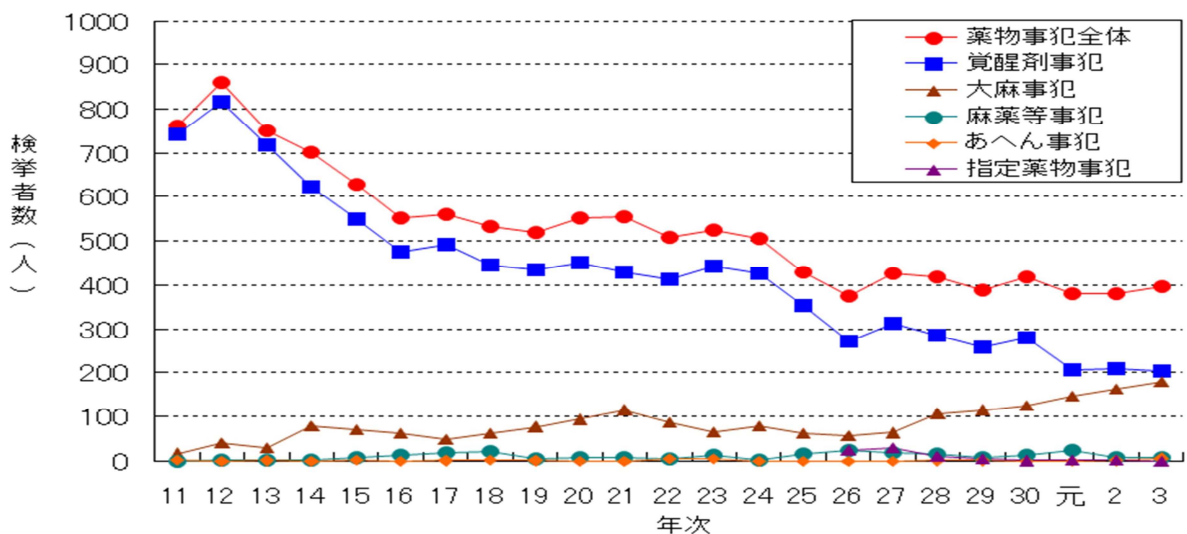
図1 薬物事犯検挙者数の年次推移（全国）



(2) 静岡県の状況

令和3年の薬物事犯の検挙者数は、397人で前年より15人増加した。覚醒剤事犯の検挙者数は、204人と前年より4人減少し、また、大麻事犯の検挙者数は、180人と前年より17人増加した。

図2 薬物事犯検挙者数の年次推移（静岡県）



2 覚醒剤乱用の状況

(1) 全国の状況

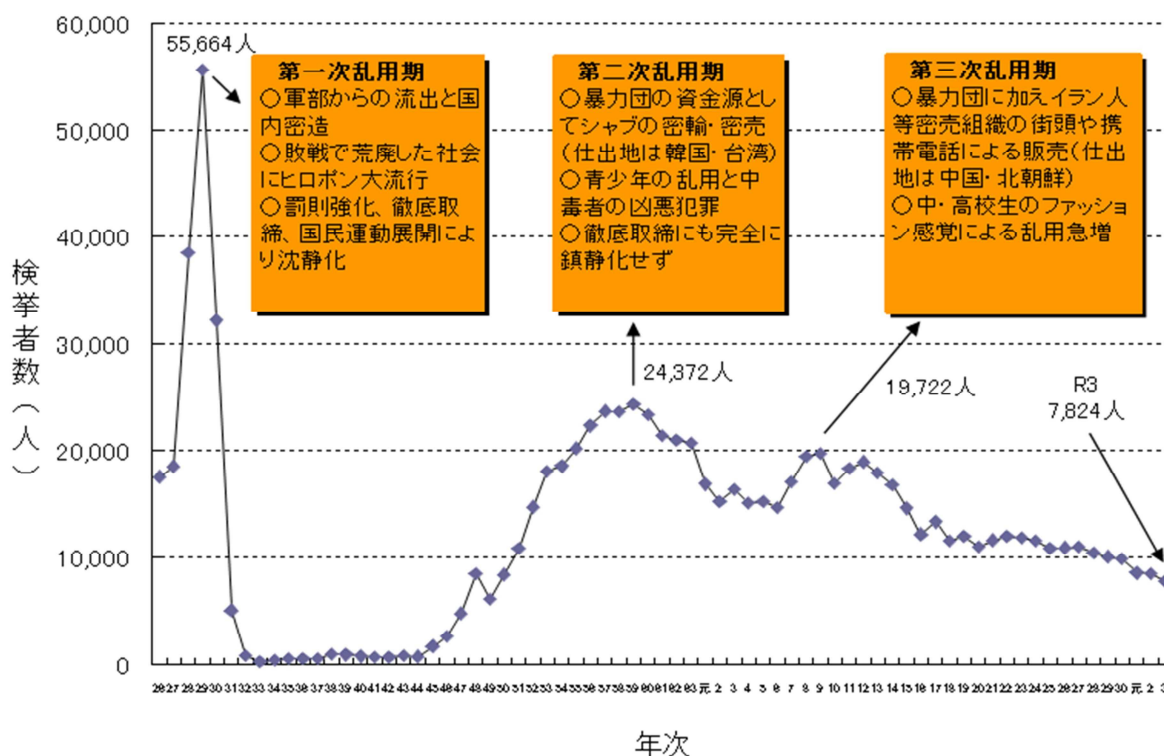
覚醒剤事犯による検挙者数は、戦後、昭和29年の55,664人をピークに減少したものの、昭和45年頃から再び増加し、昭和59年には24,372人を記録した。

平成に入り、検挙者数は1万5千～1万6千人台で推移してきたが、平成7年以降、再度増加傾向を呈し、平成9年には19,722人を記録した。

平成13年以降の検挙者数は減少傾向を示し、令和3年は7,824人であった。

【以下の図及び表は、警察庁及び静岡県警察資料から作成】

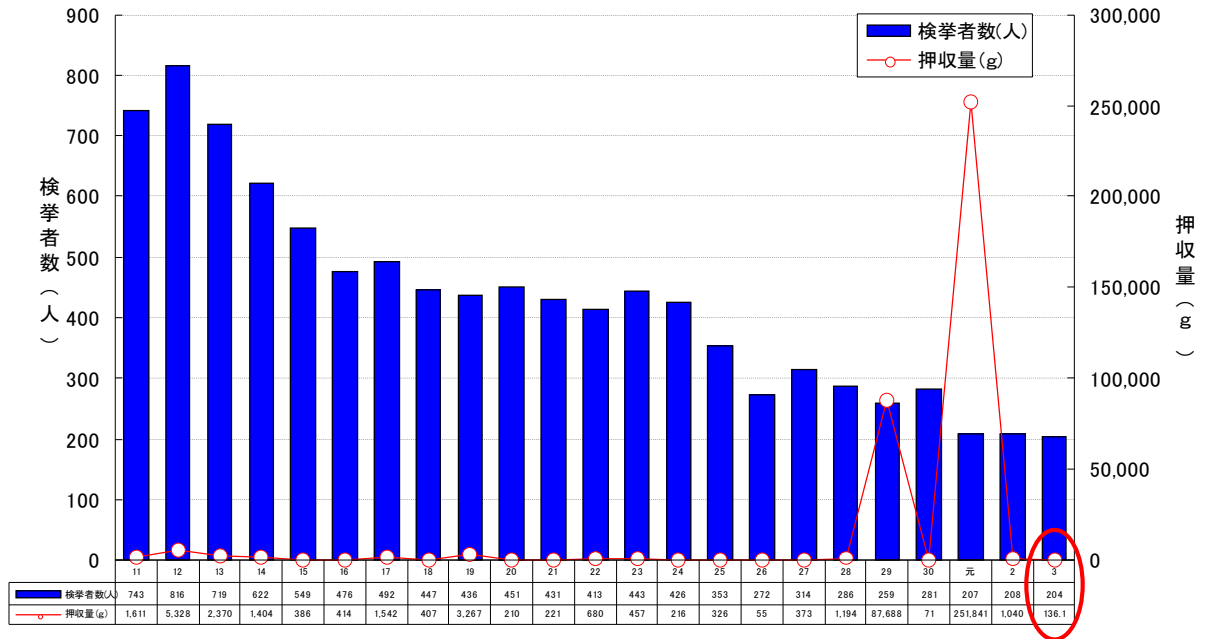
図3 覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（全国）



(2) 静岡県の状況

令和3年の覚醒剤事犯による検挙者数は204人で、前年と比較して4人減少した。

図4 覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（静岡県）



(3) 静岡県における少年（20歳未満の者）の状況

少年の覚醒剤事犯による検挙者数は、平成13年から減少傾向にあったが、平成22年度以降は横ばいである。その一方で、検挙率は若干の上昇傾向を示している。

図5 少年の覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（静岡県）

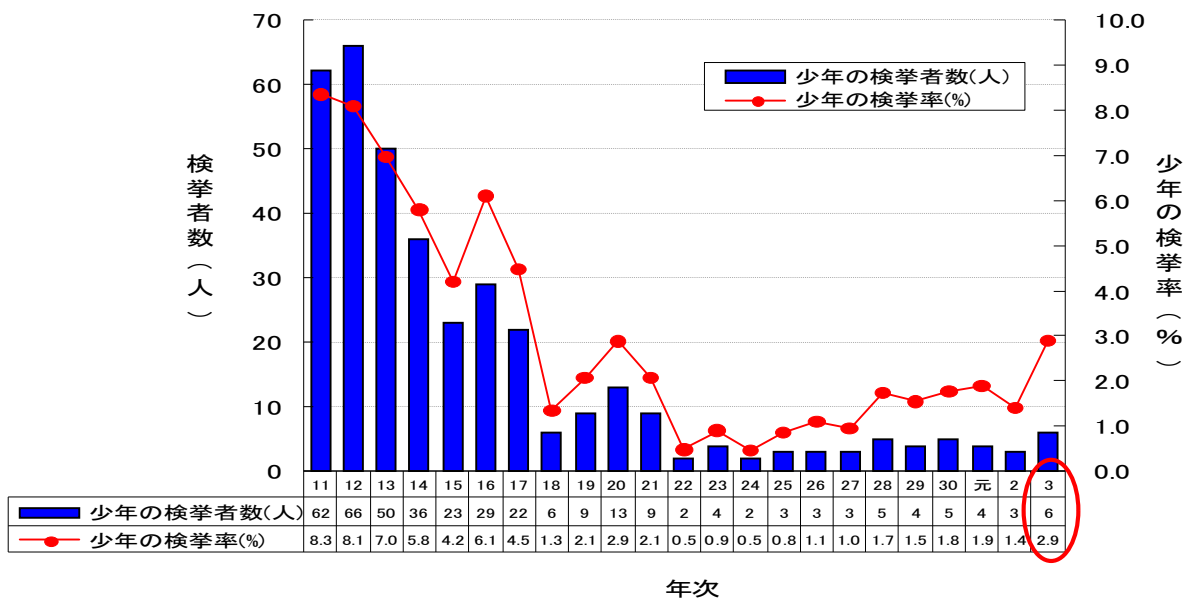


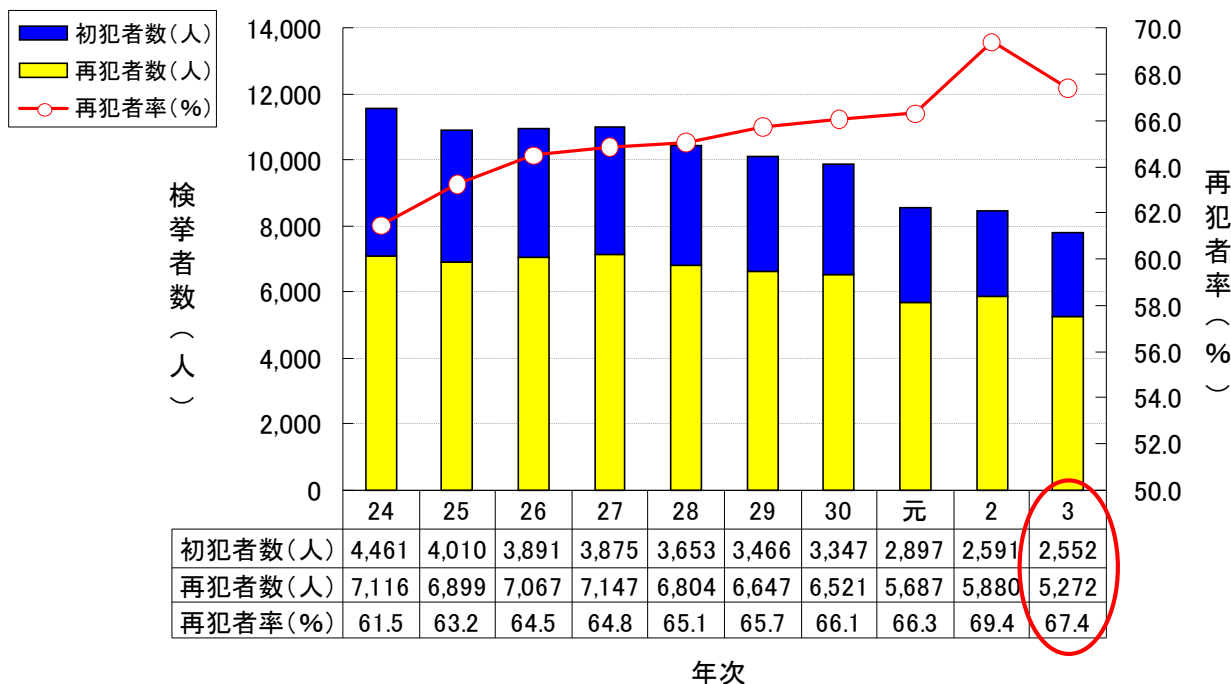
表1 全国・静岡県における過去5年間の覚醒剤事犯検挙者数等の推移

年次		29	30	元	2	3
全国	総検挙者数(人)	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824
	少年の検挙者数(人)	91	96	97	96	115
	(%)	(0.9)	(1.0)	(1.1)	(1.1)	(1.5)
	押収量(kg)	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8
静岡県	総検挙者数(人)	259	281	207	208	204
	少年の検挙者数(人)	4	5	4	3	6
	(%)	(1.5)	(1.8)	(1.9)	(1.4)	(2.9)
	押収量(g)	87,688	71.1	251,841	1040.3	136.1
検挙者数全国順位		10	10	10	10	—

(4) 全国における再犯者の状況

令和3年における覚醒剤事犯の検挙者のうち、再犯者は5,272人であり、全検挙者の67.4%を占めている。

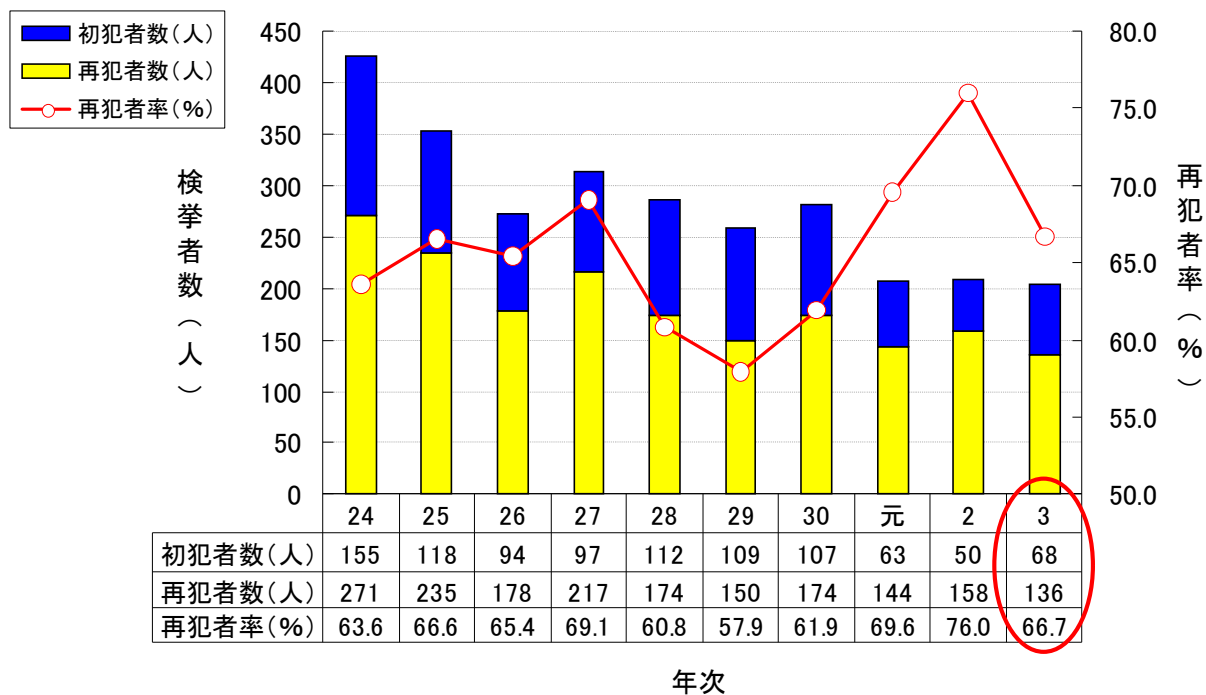
図6 覚醒剤事犯再犯者の年次推移(全国)



(5) 静岡県における再犯者の状況

令和3年の覚醒剤事犯による検挙者204人のうち、再犯者は136人であり、全検挙者の66.7%を占めている。再犯者率は平成27年以降減少傾向を示していたが、平成30年から再び上昇し、令和2年は過去10年間で最大となったが、令和3年は再び減少に転じている。

図7 覚醒剤事犯再犯者の年次推移（静岡県）



3 大麻乱用の状況

(1) 全国の状況

令和3年の大麻事犯による検挙者は5,482人で、前年より448人増加し、5年連続で過去最多を更新した。また、初犯者率が78.1%と覚醒剤を大きく上回っている。

青少年（30歳未満の者）の検挙者数は、平成25年まで減少傾向にあったが、平成26年から増加傾向に転じ、令和2年には3,000人を超え、覚醒剤事犯の検挙者数を上回った。令和3年の青少年の検挙者率は、全体の69.6%を占めている。

図8 大麻事犯検挙者の年次推移（全国）

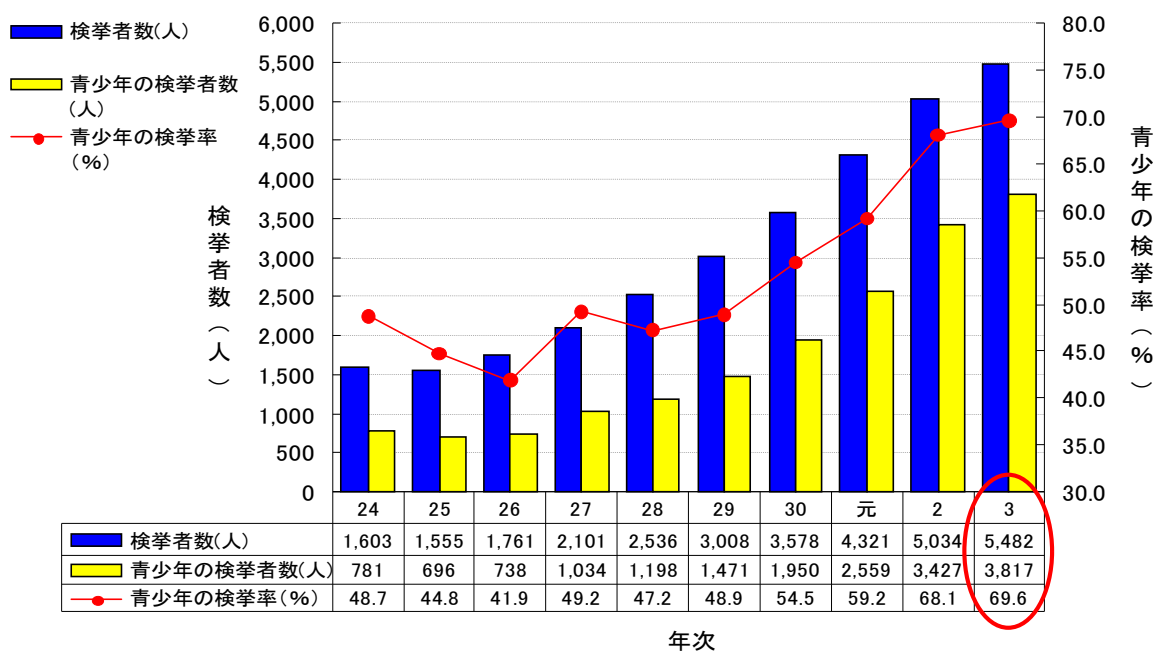


表2 大麻事犯年齢別検挙者数（全国）（人）

年次	29	30	元	2	3
検挙者数	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482
年齢別検挙者数 (構成比率)	20歳未満 (9.9%)	429 (12.0%)	609 (14.1%)	887 (17.6%)	994 (18.1%)
	20～29歳 (39.0%)	1,174 (39.0%)	1,521 (42.5%)	2,540 (50.5%)	2,823 (51.5%)
	30～39歳 (34.5%)	1,038 (34.5%)	1,101 (30.8%)	1,068 (24.7%)	984 (17.9%)
	40～49歳 (11.5%)	347 (11.5%)	370 (10.3%)	502 (11.6%)	507 (9.2%)
	50歳以上 (5.1%)	152 (5.1%)	157 (4.4%)	192 (4.4%)	133 (2.6%)
うち初犯者数 (構成比率)	2,294 (76.3%)	2,741 (76.6%)	3,355 (77.6%)	3,974 (78.9%)	4,281 (78.1%)

(2) 静岡県の状況

令和3年の大麻事犯による検挙者数は180人で、前年よりも17人増加し、過去最多となった。

全検挙者数のうち、青少年が占める割合は60.6%と高かった。また、初犯者率についても81.1%と高かった。

図9 大麻事犯検挙者の推移(静岡県)

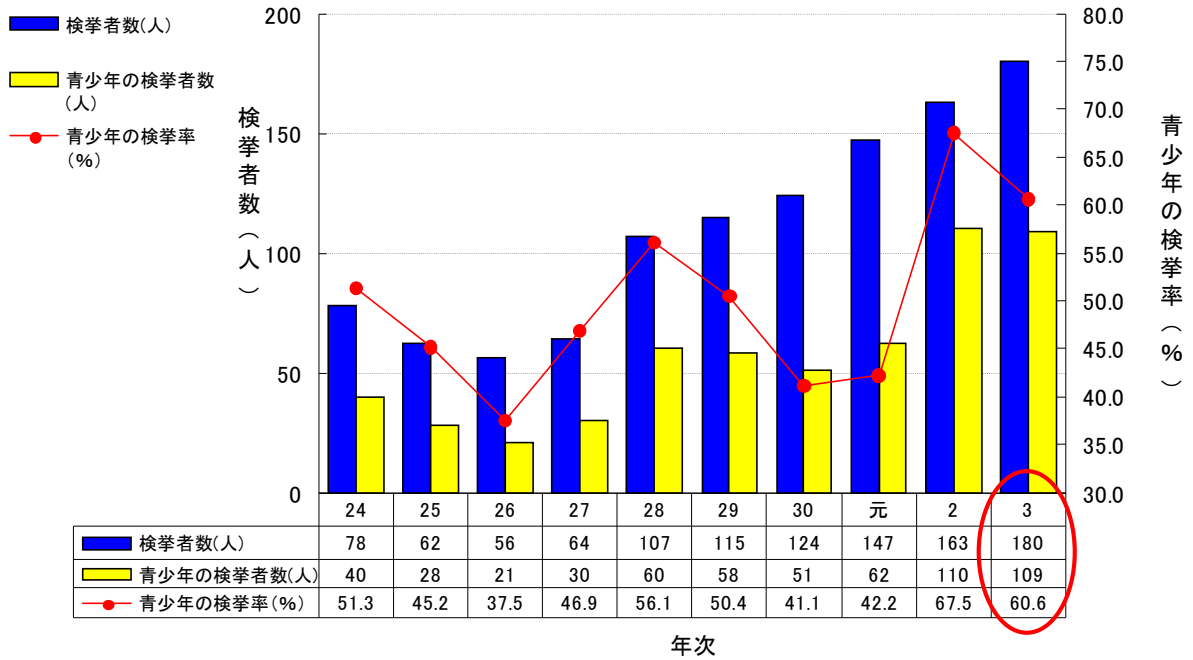


表3 大麻事犯年齢別検挙者数(静岡県)

年次		29	30	元	2	3
検挙者数		115	124	147	163	180
年齢別検挙者数 (構成比率)	20歳未満	14 (12.2%)	7 (5.6%)	12 (8.2%)	25 (15.3%)	15 (8.3%)
	20~29歳	44 (38.2%)	44 (35.5%)	50 (34.0%)	85 (52.1%)	94 (52.2%)
	30~39歳	36 (31.3%)	42 (33.9%)	46 (31.3%)	34 (20.9%)	34 (18.9%)
	40~49歳	13 (11.3%)	21 (16.9%)	25 (17.0%)	15 (9.2%)	26 (14.4%)
	50歳以上	8 (7.0%)	10 (8.1%)	14 (9.5%)	4 (2.5%)	11 (6.1%)
うち初犯者数 (構成比率)		102 (88.7%)	103 (83.1%)	112 (76.2%)	135 (82.8%)	146 (81.1%)

4 危険ドラッグ乱用の状況

(1) 全国の状況

取締りの強化により街頭の危険ドラッグ販売店は、平成26年3月末の252店から平成27年3月末には16店、平成27年7月までに全て廃止となった。一方、販売の手口がインターネットやデリバリーへ移行し、販売や入手経路の把握は困難となっており、令和3年は145人が検挙された。

健康被害の状況としては、平成26年中に危険ドラッグを使用したとみられる死亡例が112人発生していたが、令和2年以降、0人が続いている。

表4 全国における危険ドラッグ関連の検挙者数 (人)

年次	29	30	元	2	3
指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反	578	346	165	131	111
麻薬及び向精神薬取締法違反	56	48	17	19	34
交通関係法令違反	1	1	0	0	0
その他法令違反	16	1	0	0	0
合計	651	396	182	150	145

(2) 静岡県の状況

平成26年3月末に6店あった街頭の危険ドラッグ販売店は、平成26年11月末までに全て廃止となった。平成27年には、浜松市内でのデリバリー販売において販売業者、購入者あわせて4人が逮捕されるなどを含め、68人が検挙されたが、平成28年以降、10人程度で推移し、令和3年は0人であった。

また、危険ドラッグが原因とみられる救急搬送者数は、平成29年以降、0人が続いている。

表5 県内での危険ドラッグ関連の検挙者数 (人)

年次	29	30	元	2	3
指定薬物にかかる医薬品医療機器等法違反	5	1	2	3	0
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	3	9	0	0
交通関係法令違反	0	0	0	0	0
その他法令違反	0	0	0	0	0
合計	10	4	11	3	0

表6 県内での危険ドラッグが原因とみられる救急搬送者及び死者数 (人)

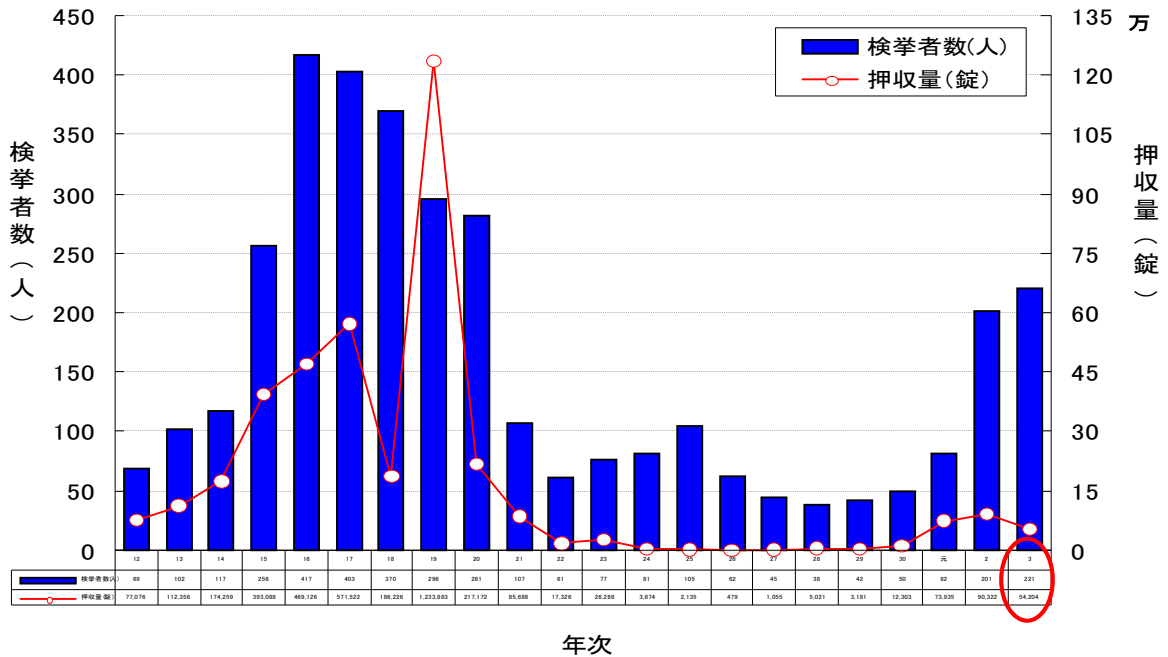
年次	29	30	元	2	3
救急搬送者数	0	0	0	0	0
死者数	0	0	0	0	0

5 MDMA※1等錠剤型合成麻薬乱用の状況

(1) 全国の状況

令和3年のMDMA等錠剤型合成麻薬による検挙者数は221人、押収量は54,204錠と前年と比較して増加した。

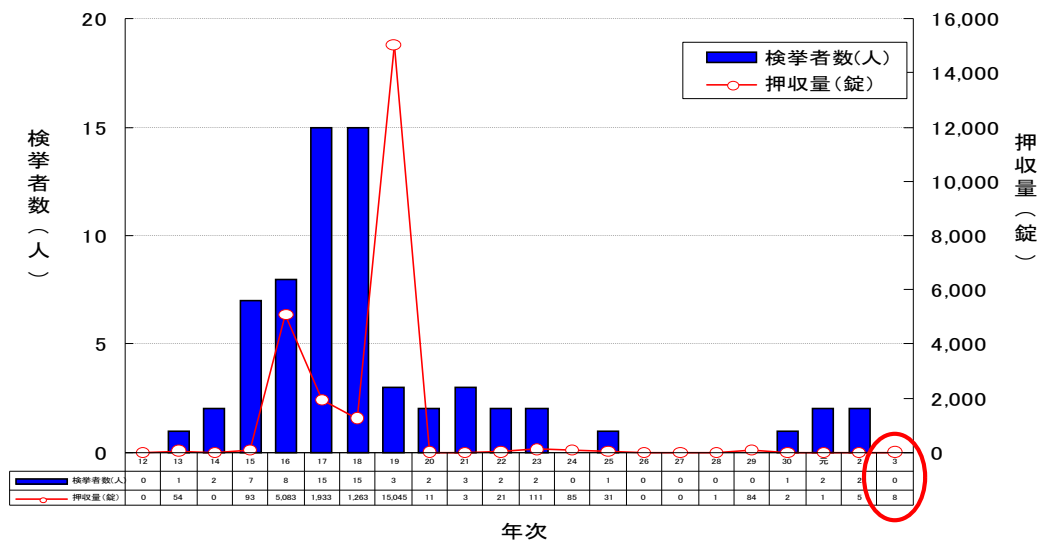
図10 MDMA等錠剤型合成麻薬事犯検挙者の推移（全国）



(2) 静岡県での状況

MDMA等錠剤型合成麻薬による検挙者は、平成19年から減少傾向を示しており、令和3年は0人、押収量は8錠であった。

図11 MDMA等錠剤型合成麻薬事犯検挙者の推移（静岡県）



※ 1…MDMA：メチレンジオキシメタンフェタミン

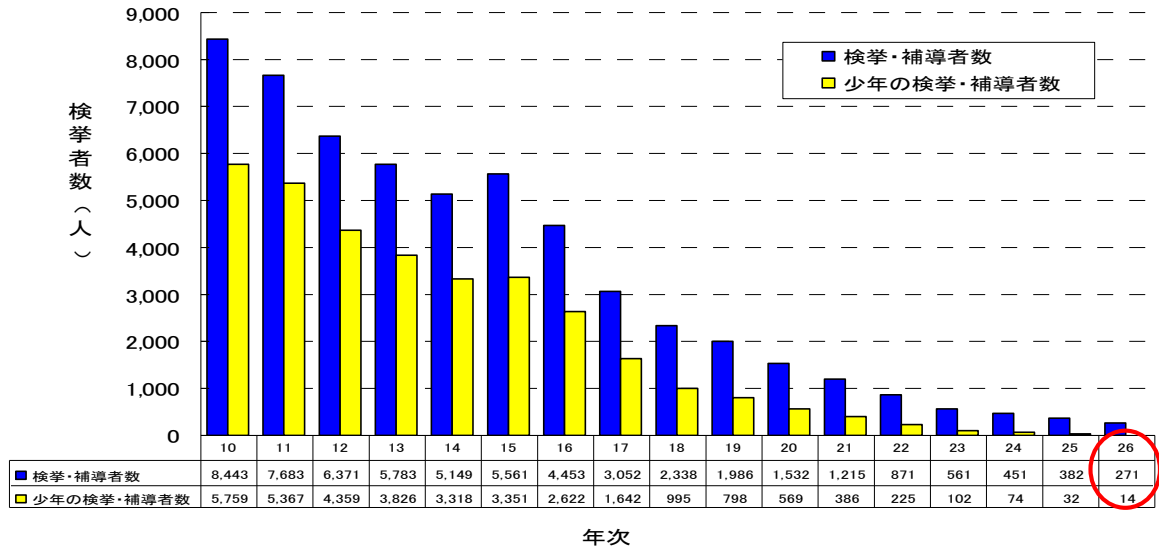
6 シンナー等有機溶剤乱用の状況

(1) 全国の状況

シンナー等有機溶剤事犯による検挙・補導者数は減少傾向にあり、平成26年は271人であった。少年についても同様の傾向で、平成26年は14人であった。

*平成27年以降、警察庁統計データなし

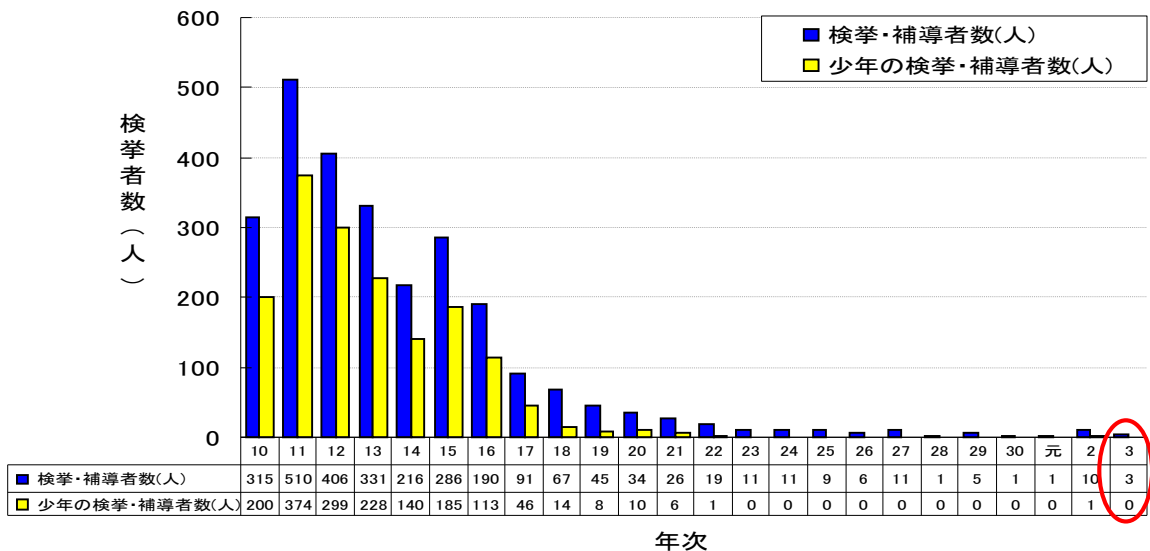
図12 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導者数の推移（全国）



(2) 静岡県の状況

シンナー等有機溶剤事犯による検挙・補導者数は、平成11年に一旦増加したが、その後は減少傾向にある。令和3年の検挙・補導者数は3人で、そのうち少年の検挙・補導者は0人であった。

図13 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導者数の推移（静岡県）



7 静岡県における薬物相談の状況

近年では、インターネットや SNS 等の普及により、薬物を入手しやすい環境が形成されている。また、覚醒剤、大麻、麻薬以外にも危険ドラッグや市販薬、医療用の向精神薬など、乱用される薬物が多様化しており、各保健所での薬物相談窓口や精神保健福祉センターでの依存相談には、様々な相談が寄せられている。

(1) 薬物相談状況

平成 26 年 12 月 19 日には、薬事課に危険ドラッグに関する通報や相談を受けける専用窓口の「危険ドラッグ通報・相談窓口」を設置した。

平成 30 年 4 月 1 日からは昨今の薬物情勢を踏まえ、「薬物乱用通報・相談窓口」に名称を変更した。

(2) 相談の傾向

- ・身近な人物の薬物使用の疑いについて、使用の有無の確認方法の相談や、どのように対応すればよいのかといった家族の支援方法についての相談が多い。
- ・専門の医療機関やダルク^{*1}、家族会等の支援施設の紹介を希望する相談が多い。

表 7 相談件数

年 度	29	30	元	2	3
保健所及び薬事課	3	3	1	4	5
精神保健福祉センター	21	36	103	53	26
薬物乱用通報・相談窓口	11	12	9	12	16
合 計	35	51	113	69	47

* 1…ダルク：薬物依存者自身で構成されるグループ。

Drug Addiction Rehabilitation Center の略 (DARC) で、自らの経験等を話し、仲間と共有することにより、薬物乱用、依存からの回復を図る。

(3) 薬物相談に応じている主な機関の窓口

公 共 の 相 談 窓 口		電 話
県警ふれあい相談室	静岡県警察本部	054-254-9110
県警少年サポートセンター		0120-783-410
薬物乱用通報・相談窓口	静岡県健康福祉部薬事課内	054-221-3317
薬物相談窓口	静岡県賀茂保健所	0558-24-2057
	静岡県熱海保健所	0557-82-9115
	静岡県東部保健所	055-920-2107
	同 修善寺支所	0558-72-2310
	静岡県御殿場保健所	0550-82-1223
	静岡県富士保健所	0545-65-2154
	静岡県中部保健所	054-644-9289
	同 榛原分庁舎	0548-22-1151
	静岡県西部保健所	0538-37-2247
	同 掛川支所	0537-22-3262
	同 浜名分庁舎	053-401-0155
	静岡市保健所	054-249-3158
	同 清水支所	054-354-2214
	浜松市保健所	053-453-6135
	同 浜北支所	053-585-1172
静岡県健康福祉部薬事課	054-221-2413	
依存相談	静岡県精神保健福祉センター	054-286-9245 (予約)
麻薬覚醒剤等薬物相談電話	東海北陸厚生局麻薬取締部	052-961-7000
再乱用支援相談電話		052-951-6920
●最寄りの警察署又は静岡県薬物乱用防止指導員も相談に応じています。		

V 資料

第五次薬物乱用防止五か年戦略の概要	26
「第五次薬物乱用防止五か年戦略」 フォローアップの概要	27
使用形態が変化した薬物等	29
静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱	30

戦略策定に向けた3つの視点

- ・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策
- ・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応
- ・関係機関との連携を通じた乱用防止対策

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜学校における薬物乱用防止教育＞

- 関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実
- 指導者に対する研修会等による資質向上

＜関係機関等との連携、海外渡航者への広報＞

- 関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
- 大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起

＜広報・啓発の強化＞

- 科学的知見を広報・啓発資材へ反映
- 危険性を強く印象付けられる画像等の利用

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜医療提供体制の強化＞

- 認知行動療法等の専門医療機関の充実
- 薬物依存症治療の従事者への研修

＜社会復帰のための指導・支援＞

- 刑事司法関係機関等による指導・支援の推進
- 依存症相談員を配置した相談拠点の設置

＜研究の推進＞

- 薬物乱用実態の研究の推進
- 治療回復プログラム等の効果検証

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜捜査基盤の整備と連携強化＞

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化潜在化する密売事犯等への対応＞

- サイバーパトロール等による情報収集強化
- 向精神薬悪用事例等への対応

＜未規制物質等の情報収集と迅速な規制＞

- 高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入
- 関係機関間での迅速な情報共有

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜密輸等の情報収集・取締体制の強化＞

- 国内外関係機関と連携した早期の情報入手
- 取締りに必要な資機材の整備

＜水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底＞

- コントロールド・デリバリー捜査の活用
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜訪日外国人に対する広報啓発＞

- 多言語での発信による広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜各国・地域の薬物乱用実態等の把握＞

- インターネット対策等捜査手法に係る情報収集
- 国際機関を通じた乱用薬物の情報収集

＜国際的な取締体制の構築＞

- 国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用
- 職員の派遣等を通じた協力体制の構築

＜国際会議・国際枠組への積極的な参画＞

- アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

※項目は主なものを記載

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

令和3年6月25日
薬物乱用対策推進会議

[令和2年の薬物情勢]

- 薬物事犯の検挙人員は、14,567人(+707人/+5.10%)と前年より増加した。うち、覚醒剤事犯の検挙人員は、8,654人(-76人/-0.87%)と前年に引き続き1万人を下回った。一方、大麻事犯の検挙人員は、5,260人(+690人/+15.10%)と7年連続で増加し、過去最多を更新した。
- 覚醒剤の押収量は824.4kg(-1,825.3kg/-68.89%)、乾燥大麻の押収量は299.1kg(-131.0kg/-30.46%)と、いずれも前年より減少した。
一方、コカインの押収量は821.7kg(+181.8kg/+28.41%)、MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量は106,308錠(+32,393錠/+43.82%)と前年より大幅に増加した。
- 薬物密輸入事犯の検挙件数は、286件(-278件/-49.29%)、検挙人員は330人(-265人/-44.54%)と、いずれも前年より減少した。
- 30歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯は前年より減少したが、大麻事犯は7年連続で増加して過去最多を更新し、大麻事犯全体の検挙人員の66.7%(+9.3P)となった。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は、68.6%(+2.6P)と14年連続で増加し、過去最高を更新した。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は、159人(-41人/-20.5%)と前年よりさらに減少した。

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 薬物の専門知識を有する各関係機関の職員等が連携し、学校等において薬物乱用防止教室を実施したほか、各種啓発資料の作成・配付を行った。〔文科・警察・法務・財務・厚労〕
- 乱用の拡大が懸念される若年層に対し、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を普及するため、新入社員等を対象とした薬物乱用防止講習や児童・保護者等を対象とした出前講座の実施、有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止読本の作成・配布、政府広報としてインターネット広告やラジオ番組等による情報発信等の広報啓発活動を実施した。〔内閣府・警察・総務・文科・厚労〕
- 各種運動、薬物乱用防止に関する講演、街頭キャンペーン等、地域住民を対象とした広報啓発活動を実施するとともに、ウェブサイトやリーフレット等の啓発資材に相談窓口を掲載し、広く周知した。〔内閣府・警察・消費者・法務・財務・文科・厚労〕
- 海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう、法規制や有害性を訴えるポスターの活用を図ったほか、ウェブサイトやSNS等で注意喚起を実施した。〔警察・外務・財務・厚労〕

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 「依存症対策総合支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進するとともに、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により医療従事者の依存症治療に対する専門的な能力の向上と地域における相談・治療等の指導者となる人材の養成を実施した。〔厚労〕
- 薬物事犯により検挙され、保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者等、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者に対して、再乱用防止プログラムの実施を強化するとともに、パンフレットを配布して全国の子供精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなど情報提供を実施した。〔厚労・警察〕
- 薬物事犯者の処遇プログラムを担当する職員への研修等の実施により、職員の専門性向上を図るとともに、関係機関と連携し、各機関が有する責任、機能又は役割に応じた支援を切れ目なく実施した。〔法務・厚労〕
- 保健所、精神保健福祉センター、民間支援団体等と連携して家族会等を実施するとともに、再非行に走る可能性のある少年やその保護者に対し、積極的に指導・助言等の支援活動を行った。〔法務・厚労・警察〕

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 通信傍受、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の効果的な活用に努め、薬物密売組織の中核に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを推進した結果、令和2年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等4,408人を検挙した。〔警察・法務・財務・厚労・海保〕
- 令和2年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を66人に、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を211人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約1億6,010万円に上った。〔法務〕
- 迅速な鑑定体制を構築し、未規制物質や新たな形態の規制薬物の鑑定に対応するため、資機材の整備を行うとともに、薬物分析手法にかかる研究・開発を推進し、会議等を通じ関係省庁間で情報を共有した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 大麻の乱用拡大や諸外国における大麻を使用した医薬品の上市等を踏まえ、医学、薬学、法学の有識者を構成員とする「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催し、今後の薬物対策のあり方などについて議論を行った。〔厚労〕

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 関係機関間において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、令和2年中、水際において、約1,906キログラムの不正薬物の密輸入を阻止した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 麻薬等の原料物質に係る輸出入の動向及び使用実態を把握するため、国連麻薬統制委員会（INCIB）と情報交換を行うとともに、関係機関と連携し、麻薬等の原料物質取扱業者に対し、管理及び流通状況等にかかる合同立入検査等を実施した。〔厚労・経産・海保〕
- 訪日外国人の規制薬物持ち込み防止のため、関係省庁のウェブサイト等での情報発信に加え、民間団体等に対して広報協力の働きかけを行うとともに、国際会議や在外関係機関を通じて広報・啓発を実施した。〔警察・財務・厚労・海保〕

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 国際捜査共助等を活用し、国際捜査協力を推進するとともに、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案を摘発した。〔法務、警察、財務、厚労、海保〕
- 第63会期国連麻薬委員会（CND）会期間会合、アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLAP）臨時会合等に出席し、参加各国における薬物取締状況や薬物の密輸入動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行い、我が国の立場や取組について情報共有を図った。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕

【当面の主な課題】

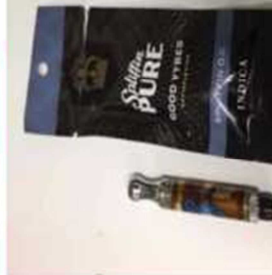
令和2年の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が7年連続で増加し、5年連続で過去最多を更新するなど、大麻乱用の拡大が顕著であり、「大麻乱用期」とも言える状況となっている。特に、30歳未満の大麻事犯は、大麻事犯全体の65%以上を占めており、若年層における乱用拡大が懸念されている。一方で、諸外国において大麻に由来する医薬品が上市され、国際会議等においても大麻の医療用途等への活用に向けた議論が行われている。こうしたことから、取締りのより一層の強化や若年層に焦点を当てた効果的な広報・啓発活動を推進するとともに、「大麻等の薬物対策のあり方検討会」における議論の結果も踏まえ、社会状況の変化や国際的な動向等も踏まえた今後の薬物対策のあり方について、引き続き検討する必要がある。

また、本年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が見込まれており、今後、貨物等に隠匿して密輸入する事犯等の増加が懸念されることから、国内外の関係機関が連携を強化し、コントロールド・デリバリー捜査を積極的に活用するなど、徹底した水際対策を実施する必要がある。

覚醒剤事犯の検挙人員は前年に引き続き1万人を下回ったものの、再犯者率は14年前から現在まで上昇し続け、上昇に歯止めがかかっていない状況であることから、関係省庁との連携を強化し、薬物乱用者に対する適切な治療・処遇と効果的な社会復帰支援をこれまで以上に推進する必要がある。

使用形態が変化した薬物等

いわゆる濃縮大麻 (大麻ワックス・大麻リキッドなどと呼ばれるもの)



麻薬取締部にて撮影

t-BOCメタンフェタミン

(覚醒剤と構造が類似、簡単に覚醒剤が製造可能)



隠匿されていたボトル

H29.12.29 指定薬物に指定

麻薬取締部にて撮影

麻薬フェンタニル類似物質

カルフェンタニル

(海外で大型動物の麻酔薬等として利用)

- ・フェンタニルの約100倍
- ・モルヒネの約1万倍

の薬理作用

人間の致死量は約2mg

H28.12.21 指定薬物に指定

H30. 7.20 麻薬指定



2 milligrams of powder next to a penny.

DEA(米国司法省麻薬取締局)ホームページ

(https://www.dea.gov/divisions/hq/2016/hq092216_attach.pdf)より抜粋

静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、麻薬、シンナー等薬物の乱用防止対策に関し、総合的かつ効果的な対策を推進するため、静岡県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事項について審議し推進を図るものとする。

- (1) 薬物乱用対策推進方針の策定に関すること。
- (2) 薬物乱用防止対策についての情報共有、相互連絡調整に関すること。
- (3) 薬物乱用防止についての啓発活動の推進に関すること。
- (4) 薬物事犯の取締りの強化に関すること。
- (5) 取扱い業者に対する監視指導に関すること。
- (6) 乱用者、中毒者の治療更生に関すること。
- (7) その他薬物乱用防止対策に関し必要なこと。

(組織)

第3条 本部の組織は次のとおりとする。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 1人
- (3) 本部員 若干名

- 2 本部長は副知事をもってあて、本部の業務を統括し本部を代表する。
- 3 副本部長は健康福祉部長をもってあて、本部長を補佐し本部長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。
- 4 本部長、副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名した本部員がその職務を代行する。
- 5 本部員は、別表（1）に掲げる者をあてる。

(幹事)

第4条 本部に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は別表（2）の右欄に掲げる者をあてる。

(会議)

第5条 会議は、本部員会及び幹事会とする。

- 2 本部員会及び幹事会は必要のつど本部長が招集し開催する。
- 3 本部員会の議長は、本部長とする。
- 4 会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月22日から施行する。
- 2 静岡県シンナー等乱用対策推進本部設置要綱は、廃止する。
- 3 静岡県覚醒剤乱用防止対策推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年5月21日から施行する。
- この要綱は、平成22年12月28日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月24日から施行する。
- この要綱は、平成26年6月6日から施行する。
- この要綱は、平成27年5月27日から施行する。
- この要綱は、平成28年5月27日から施行する。
- この要綱は、平成29年5月26日から施行する。
- この要綱は、令和元年5月24日から施行する。
- この要綱は、令和2年6月10日から施行する。
- この要綱は、令和4年5月27日から施行する。

静岡県薬物乱用対策推進本部員

職 名
知 事 戦 略 局 長
く ら し ・ 環 境 部 長
ス ポ ー ツ ・ 文 化 観 光 部 長
経 済 産 業 部 長
教 育 監
警 察 本 部 刑 事 部 長
厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部長

静岡県薬物乱用対策推進本部幹事

所 属	職 名
知 事 戦 略 局	広聴広報課長
くらし・環境部	県民生活局県民生活課長
	県民生活局くらし交通安全課長
スポーツ・文化観光部	総合教育局大学課長
	総合教育局私学振興課長
健 康 福 祉 部	福祉長寿局地域福祉課長
	障害者支援局障害福祉課長
	生活衛生局薬事課長
経 済 産 業 部	就業支援局労働雇用政策課長
	就業支援局職業能力開発課長
	農業局農業ビジネス課長
	水産・海洋局水産振興課長
教 育 委 員 会	健康体育課長
	社会教育課長
警 察 本 部	生活安全部少年課長
	刑事部組織犯罪対策局薬物銃器国際捜査課長
厚生労働省 東海北陸厚生局 麻薬取締部	捜査第二課長